

## 第 10 期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画 及び認知症施策推進計画策定支援業務仕様書

### 1 委託事業名

第 10 期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画策定支援業務

### 2 業務目的

本業務は、老人福祉法及び介護保険法に基づく令和 6 年度から令和 8 年度を計画期間とする第 9 期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画が令和 9 年 3 月をもって終了するため、民間事業者の高齢者福祉及び介護保険事業に関する高度な専門性と計画策定等に関する豊富な情報・知識を活用し、令和 9 年度から令和 11 年度を計画期間とする第 10 期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を円滑かつ効果的に策定することを目的とする。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 13 条第 1 項において市町村が策定するよう努めなければならないとされている認知症施策推進計画についても、本計画の中で策定を行う。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 高齢者福祉及び介護保険制度等に関連する法制度の改正等への対応

国・県・市等から既存の高齢者福祉及び介護保険制度等に関する資料等を収集・整理し、計画の基礎となる分析・評価を行うこと。

#### (2) 第 9 期徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における課題等の整理

本市におけるこれまでの高齢者福祉施策及び介護保険事業を検証し、令和 7 年度に実施した高齢者実態調査等の結果も活用した第 9 期計画の進捗等に関する評価を行い、本市の特性や課題を整理すること。

#### (3) 認知症施策推進計画策定に係る基礎調査（3 種類）

調査名	認知症に関する市民意識調査
調査対象	徳島市内に居住する 18 歳以上の市民
調査件数	有効回答数 500 件程度を確保すること
調査方法	Web 調査 ※調査方法に関して提案すること。
調査時期	令和 8 年 6 月頃
作業内容	① 調査内容の検討・調査フォームの設計 調査票の設問項目は、本市と協議の上、国の動向や本市の実情に応じた設問等を検討し、調査票を作成すること。 ② 調査手法の提示 Web を用いた効果的な調査手法を提案すること。 ③ 対象者の抽出 徳島市内に居住する 18 歳以上の市民から無作為抽出し、調査対象者名簿を作成すること。 ④ 調査の実施・回収

	<p>Webでの調査を実施し、調査結果を回収すること。</p> <p>⑤ 調査票の整理及びデータ入力 調査結果のデータ入力を行うこと。なお、本市からの指示により、随時、入力済みデータの検証に応じること。 修正・再入力が必要となった場合は、受託者の責任において速やかに対応すること。 回収した調査票は、データ入力後、整理のうえ本市に返却すること。</p> <p>⑥ 集計・分析 効果的な集計（単純集計・クロス集計等）を行い、分析すること。 自由意見欄は、意見ごとに分類すること。 本市と協議の上、分析方法及びまとめの方向性について決定する。</p>
--	---

調査名	認知症支援に関する意識調査
調査対象	A 徳島市内に居住する認知症の方 B 徳島市内に居住する認知症の方の家族または認知症の方を介護したことのある方
調査件数	A、Bそれぞれ50件程度
調査方法	聴き取り調査
調査時期	令和8年4月から5月頃
設問数	A、Bそれぞれ20問程度
作業内容	<p>① 調査票の整理及びデータ入力 本市が回収した調査票を受け取り、調査結果のデータ入力を行うこと。なお、本市からの指示により、随時、入力済みデータの検証に応じること。 修正・再入力が必要となった場合は、受託者の責任において速やかに対応すること。 回収した調査票は、データ入力後、整理のうえ本市に返却すること。</p> <p>② 集計・分析 効果的な集計（単純集計・クロス集計等）を行い、分析すること。 自由意見欄は、意見ごとに分類すること。 本市と協議の上、分析方法及びまとめの方向性について決定する。</p>

調査名	認知症施策に関する医療・介護関係者に対する調査
調査対象	徳島市内の医療機関、介護サービス事業所等
調査件数	30件程度
調査方法	聞き取り調査
調査時期	令和8年4月から5月頃
設問数	20問程度
作業内容	<p>① 調査票の整理及びデータ入力 本市が回収した調査票を受け取り、調査結果のデータ入力を行うこと。なお、本市からの指示により、随時、入力済みデータの検証に応じること。 修正・再入力が必要となった場合は、受託者の責任において速やかに対応すること。</p>

	<p>対応すること。</p> <p>回収した調査票は、データ入力後、整理のうえ本市に返却すること。</p> <p>② 集計・分析</p> <p>効果的な集計（単純集計・クロス集計等）を行い、分析すること。</p> <p>自由意見欄は、意見ごとに分類すること。</p> <p>本市と協議の上、分析方法及びまとめの方向性について決定する。</p>
--	---

**(4) 第10期徳島市高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画における施策の提案**

国・県の定める基本指針等を踏まえ、高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画が整合性を保ちつつ有効に機能できる方向性を検討し、次に掲げる項目に関する提案を行うこと。

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業に関する施策
- ・介護予防等の医療費抑制に係る健康増進施策との調整
- ・保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の評価指標に対応する施策及び取組目標
- ・地域密着型サービス等の利用促進及び参入促進の要否に関する分析
- ・その他、本市及び他都市の状況等を踏まえた施策

**(5) 人口等推計、介護サービス等必要見込量の算出及び保険料の推計**

**ア 人口等推計**

- ・人口、高齢者人口、要介護・要支援者（要介護度別）、被保険者数の人口推計について、市全体及び日常生活圏域単位で、それぞれ推計を行うこと。
- ・一人暮らし高齢者数の推計を行うこと。
- ・認知症高齢者数の推計を行うこと。
- ・介護人材の需要及び供給見込を行うこと。

**イ 地域包括ケア「見える化システム」等を活用した各介護サービス事業量及び供給量見込み並びに保険料の算出**

- ・国及び徳島県の定める基本指針等を踏まえ、人口推計、介護サービス利用者数、給付実績、本市が実施した高齢者等実態調査の結果等に基づき、介護サービス等必要見込量の推計を行うこと。
- ・地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとにサービス量を推計すること。
- ・本市における施設・居住系サービスの必要量（施設整備）、地域密着型サービスの必要量（整備）及び高齢者向け住まいの必要量についての提案を行うこと。
- ・地域支援事業の費用額及び事業量の算出を行うこと。
- ・それぞれ算出したサービス量等から保険料額の推計を行うこと。
- ・保険料段階・料率の設定について、各所得段階の上昇率や負担の公平性に配慮した複数のシミュレーションを行い、提案すること。

**(6) 計画素案の作成**

各種計画の整合性や調和を保ち、策定委員会での意見や調査結果、現状分析結果等を活用し、本市の実情に即した国・県の定める基本指針等に基づく計画素案を作成すること。

また、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の評価指標

**ア 計画全体の構成に関する提案**

- ・計画書全体の構成に関する提案を行う。
  - ・効果的な評価指標とするための提案を行う。
- イ 計画素案の原稿作成（デザイン・レイアウトを含む）
- ・計画素案の原稿作成は、記載事項を本市と協議のうえ、受託者が記述する。
  - ・計画素案のデザイン及びレイアウトは、受託者が行う。

**(7) 策定委員会等における資料の作成支援及び出席、議事録の作成**

ア 策定委員会開催回数等

- ・開催回数 3回（予定）
- ・会議時間 一会議 2時間程度
- ・開催場所 徳島市役所会議室等

イ 資料の作成支援及び議事録

- ・資料は、内容について本市と協議のうえ、原則として3週間前までに受託者が作成すること。
  - ・議事録は、受託者が作成し、会議終了後2週間以内に提出すること。
- ※ 策定委員会の開催前に、関係部局で構成する策定会議を開催する予定。  
策定会議への出席及び議事録の作成は求めないが、資料の作成支援を行うこと。

**(8) 本市との打合せ及び打合せ議事録の作成**

- ・打合せ回数 5回程度  
策定委員会等の開催日とは異なる日での実施予定
- ・打合せ時間 1回 1時間程度
- ・打合せ場所 徳島市役所高齢介護課
- ・その他、必要となる打合せについては随時対応するものとする。
- ・打合せの内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認すること。

**(9) 計画書及び概要版の作成・印刷製本**

ア 計画書及び概要版の原稿作成

- ・デザイン及びレイアウトを含む原稿を作成すること。

イ 計画書及び概要版の印刷製本

- ・計画書  
規格：A4版 印刷製本 200ページ程度  
部数：250部
- ・概要版  
規格：A4版 印刷製本 20ページ程度  
部数：250部

**5 予定スケジュール**

時 期	項 目
令和8年6月	骨子案作成 資料収集・作成・分析
令和8年7月	第1回策定会議（関係部局） 第1回策定委員会 ↓
令和8年8月	素案作成
令和8年10月	第2回策定会議（関係部局） 第2回策定委員会 ↓
令和8年11月	計画素案策定

令和8年12月～ 令和9年1月中旬	パブリックコメント実施	原案作成 ↓
令和9年1月下旬	パブリックコメント結果集約 第3回策定会議（関係部局） 第3回策定委員会	
令和9年2月	計画（原案）策定	
令和9年3月	計画公表	

※別途、委員会等の変更又は追加開催の可能性あり

時 期	市民意識調査	認知症支援に関する意識調査（認知症の方） 認知症支援に関する意識調査（認知症の方の家族等） 認知症施策に関する医療・介護関係者に対する調査
令和8年5月	調査票の設計	回収した調査票の受渡
令和8年6月	調査の実施・回収	集計・分析
令和8年7月	集計・分析	↓
令和8年8月	素案に反映	素案に反映

## 6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

### (1) 計画素案

- ・電子データ（Microsoft Word 及び PDF）

### (2) 計画書

- ・電子データ（Microsoft Word 及び PDF）
- ・A4版縦 無線綴じ 250部

### (3) 計画書概要版

- ・電子データ（Microsoft Word 及び PDF）
- ・A4版縦 中綴じ 250部

### (4) 策定委員会議事録

- ・電子データ（Microsoft Word）

### (5) その他資料（策定委員会等に使用する資料、推計データ等）

- ・電子データ（Microsoft Word、PDF 又は Microsoft Excel）

## 7 その他

### (1) 業務体制の確保

本業務の履行にあたり、過去（第8期または第9期）の計画策定業務経験等の介護保険制度や高齢者福祉に精通した者を業務責任者とし、契約締結時に業務責任者について通知すること。

### (2) 行政資料の貸与

本業務の履行にあたり必要となる資料について、本市から提供可能な資料を貸与する。貸与された資料は、十分な注意のうえ取り扱い、本市の許可なく第三者に公表又は貸与してはならない。作業終了後又は本業務の履行にあたり不要となった場合は、速やかに返却すること。

**(3) 秘密の保持**

本業務の履行にあたり知り得た秘密や個人情報を本業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、徳島市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこと。

**(4) 打合せ等**

本業務の履行にあたり必要となる打合せは適宜実施するものとし、受託者は打合せ記録を作成のうえ本市の確認を受けるものとする。

打合せは、市役所での実施を原則とするが、緊急的な調整を要する場合や軽微な事項については、電話、電子メール等による打合せも可能とする。

**(5) 経費**

本業務に係る打合せ費用や成果品の作成費用等、実施に必要な経費はすべて委託料に含まれる。

**(6) 著作権の帰属**

本業務による成果物等の著作権等については、本市に帰属するものとする。

**(7) その他**

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合の扱いは、本市と受託者協議のうえ、本市の指示に従い対応するものとする。